

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 9
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	28 - 2	
許認可等	保健手当の支給			
<p>(根拠規定)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (保健手当の支給)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (認定)</p> <p>第五十六条 法第二十八条第二項の認定の申請は、保健手当認定申請書(様式第二十一号)に、その者が爆心地から二キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類(当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書)を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。 (後略)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。</p> <p>なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。</p> <p><u>保健手当の支給について(法第28条第2項)</u></p> <p>1 法第28条第1項に規定する原子爆弾が投下された際の爆心地から二キロメートルの区域内は、当時の広島市又は長崎市の町名で表示するとそれぞれ別表第一又は別表第二に掲げるとおりとなるので参考とすること。 なお、別表第一(イ)又は別表第二(イ)に掲げられた町の区域内で被爆した者については、その被爆場所の適正な把握に努めることとするが、既に原子爆弾投下当時から数十年が経過している現在、申請者において被爆場所を立証するについては、相当の困難が伴うものと考えられるので被爆場所の確認に当たっては、提出された資料から総合的に判断する等、保健手当を支給されるべき者に保健手当が支給されないことがないよう留意すること。</p> <p>2 省令第56条第1項の規定による申請者が爆心地から二キロメートルの区域内で被爆した事実を認めることができる書類としては、被爆者健康手帳交付申請の場合と同様におおむね次によること。ただし、被爆者健康手帳、被爆者健康手帳交付申請の際の添付書類その他既存の資料等により申請者が被爆した場所を確認できる場合には、書類の添付は省略して差し支えないこと。</p> <p>(1) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書 (2) 前号がない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類 (3) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 9
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	28 - 2	
許認可等	保健手当の支給(2)			
<p>(4) 前三号のものがない場合は第三者(三親等以内の親族を除く。)二人以上の証明書</p> <p>(5) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書</p> <p>別表第一</p> <p>(ア) 広島市のうち、楠木町1丁目、楠木町2丁目、横川町1丁目、横川町2丁目、横川町3丁目、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東観音町1丁目、東観音町2丁目、西観音町1丁目、観音本町、広瀬北町、寺町、空鞆町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、堺町1丁目、堺町2丁目、堺町3丁目、堺町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、中島本町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、中島新町、水主町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町1丁目、大手町2丁目、大手町3丁目、大手町4丁目、大手町5丁目、大手町6丁目、大手町7丁目、大手町8丁目、大手町9丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、薬研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、国泰寺町、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、南竹屋町、東千田町、千田町1丁目、千田町2丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稻荷町、松川町、土手町、桐木町、段原町及び大須賀町</p> <p>(イ) 広島市のうち、楠木町3丁目、三篠本町1丁目、三篠本町二丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、西観音町2丁目、南観音町、舟入川口町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、平野町、千田町3丁目、段原大畑町、段原東浦町、比治山本町、皆実町1丁目、牛田町、二葉の里、尾長町、松原町、猿猴橋町及び荒神町の各一部</p> <p>別表第二</p> <p>(ア) 長崎市のうち、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町1丁目、松山町、駒場町1丁目、駒場町2丁目、城山町1丁目、浜口町、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町1丁目、銭座町2丁目、井樋ノ口町1丁目、井樋ノ口町2丁目、井樋ノ口町3丁目、船蔵町1丁目、船蔵町2丁目、船蔵町3丁目、船蔵町4丁目、船蔵町5丁目、船蔵町6丁目、宝町1丁目、宝町2丁目、宝町3丁目、宝町4丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、幸町5丁目、福富町1丁目、福富町2丁目、福富町3丁目、福富町4丁目、玉浪町1丁目、玉浪町2丁目、玉浪町3丁目、玉浪町4丁目、玉浪町5丁目、玉浪町6丁目、梁瀬町1丁目、梁瀬町2丁目、梁瀬町3丁目、梁瀬町4丁目、梁瀬町5丁目及び梁瀬町6丁目</p> <p>(イ) 長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、本原町2丁目、本原町3丁目、西山町1丁目、西山町2丁目、西山町3丁目、西山町4丁目、立山町、浜平町、御船倉町、瀬崎町1丁目、八千代町、尾上町、高砂町、旭町1丁目、稻佐町3丁目、竹ノ久保町、城山町2丁目及び西郷の各一部</p>				